

質問回答

2016年4月25日

「(案件名)カメルーン国ドゥアラ都市交通ネットワーク整備のための情報収集・確認調査」

(公示日:2016年4月13日/公示番号:160174)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 【第3 業務実施上の条件】 P3-1	「(ア)業務量の用途・・・ 現地渡航回数は最大 2 回まで」についての質問です。 上記の意味は、調査団としての現地調査は2回を限度とするという理解で良いでしょうか？または、1担当者の対象国への入国限度が2回であるという意味でしょうか？(後述の例:第1次現地調査期間中に一時帰国して、再度、調査に参加した担当者は、第2次現地調査に参加できない。)	経費との関係で、1担当者の渡航回数を最大2回として頂きたいという趣旨になります。

以上